

| | |
|--------------------------------|------------------------|
| 第 105 号 (令和 4 年 6 月 24 日 発行) | 発行日 5 日、15 日、25 日 |
| <h1>横浜市報</h1> | 発行所 |
| | 横浜市役所 |
| | 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 |

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市失業手当支給規則の一部を改正する規則【総務局労務課】 3
- △ 横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局地域支援課】 6
- △ 横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】 7
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局水・土壌環境課】 11
- △ 横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則【道路局交通安全・自転車政策課】 12

【告示】

- △ 市会臨時会の招集【総務局総務課】 13
- △ 横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンの公表【財政局財政課】 14
- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 15
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 16
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 17
- △ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】 18
- △ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託【健康福祉局動物愛護センター】 19
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 27
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 29
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 31
- △ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 33
- △ 県道区域の変更【道路局路政課】 34
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 35
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 49
- △ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【消防局保安課】 51

【公告】

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 54
- △ 同【経済局商業振興課】 56
- △ 大規模小売店舗の届出に対する意見【経済局商業振興課】 58
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 59
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 60
- △ 横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 61
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 62
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 63
- △ 同【建築局調整区域課】 64
- △ 同【建築局調整区域課】 65
- △ 同【建築局調整区域課】 66

| | | | |
|----------------|---|-------------|-----|
| △ | 同 | 【建築局調整区域課】 | 67 |
| △ | 同 | 【建築局調整区域課】 | 68 |
| △ | 同 | 【建築局調整区域課】 | 69 |
| △ | 同 | 【建築局調整区域課】 | 70 |
| △ | 建築基準法に基づく道路の位置の指定 | 【建築局調整区域課】 | 71 |
| △ | 同 | 【建築局調整区域課】 | 72 |
| △ | 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止 | 【建築局建築指導課】 | 73 |
| 【区告示】 | | | |
| △ | 認可地縁団体の告示事項の変更 | 【緑区地域振興課】 | 74 |
| △ | 同 | 【都筑区地域振興課】 | 75 |
| △ | 同 | 【神奈川区地域振興課】 | 76 |
| △ | 同 | 【戸塚区地域振興課】 | 77 |
| △ | 同 | 【戸塚区地域振興課】 | 78 |
| △ | 同 | 【泉区地域振興課】 | 79 |
| △ | 同 | 【泉区地域振興課】 | 80 |
| △ | 同 | 【泉区地域振興課】 | 81 |
| △ | 同 | 【泉区地域振興課】 | 82 |
| △ | 同 | 【緑区地域振興課】 | 83 |
| △ | 同 | 【南区地域振興課】 | 84 |
| △ | 地縁による団体の認可 | 【金沢区地域振興課】 | 85 |
| △ | 認可地縁団体の告示事項の変更 | 【磯子区地域振興課】 | 86 |
| △ | 同 | 【港北区地域振興課】 | 87 |
| △ | 同 | 【港北区地域振興課】 | 88 |
| △ | 同 | 【青葉区地域振興課】 | 89 |
| △ | 同 | 【栄区地域振興課】 | 90 |
| △ | 同 | 【栄区地域振興課】 | 91 |
| 【交通局】 | | | |
| △ | 横浜市乗合自動車Visaタッチ取扱規程の一部を改正する規程 | 【自動車本部営業課】 | 92 |
| △ | 横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程 | 【高速鉄道本部営業課】 | 93 |
| 【教育委員会】 | | | |
| △ | 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則 | 【学校計画課】 | 95 |
| △ | 公印の改刻及び廃止 | 【総務課】 | 97 |
| 【監査委員】 | | | |
| △ | 包括外部監査人の監査の事務を補助する者 | 【監査管理課】 | 99 |
| 【正誤】 | | | 100 |

規則

横浜市失業手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 48 号

横浜市失業手当支給規則の一部を改正する規則

横浜市失業手当支給規則（昭和 62 年 3 月横浜市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 5 条」を「次条」に、「第 3 条に」を「前条に」に改め、「規定する支給期間」との次に「、次条中「支給期間」とあるのは「前条において読み替えられた第 3 条に規定する支給期間」と」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（支給期間の特例）

第 5 条の 2 在職期間 12 月以上（特定退職者にあつては、6 月以上）で退職した職員（次条から第 7 条の 3 までの規定のいずれかに該当する者を除く。）であつて、当該退職の日後に事業（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を開始したもののその他これに準ずるものとして市長が定める者が、その旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が 4 年から支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、支給期間に算入しない。

- (1) その実施期間が 30 日未満のもの
- (2) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して 30 日を経過する日が、支給期間の末日後であるもの
- (3) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第 9 条の規定により就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 82 条の 5 第 1 項及び第 82 条の 7 第 1 項に規定するものに限る。）の額に相当する金額の支給を受けたもの
- (4) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと市長が認めたもの

第 9 条第 5 号中「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

第 18 条の見出し中「受給期間延長」を「支給期間延長」に改め、同条第 1 項中「受給期間延長申請書」を「支給期間延長等申請書」に改め、同条第 3 項中「受給期間延長通知書」を「支給期間延長等通知書」に改め、同条第 4 項中「受給期間延長通知書」を「支給期間延長等通知書」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

(定 年 退 職 者 等 に 係 る 支 給 期 間 延 長 の 申 出)

第 18 条 の 2 第 5 条 の 規 定 に よ る 申 出 を 行 お う と す る 者 は 、 支 給 期 間 延 長 等 申 請 書 に 、 失 業 手 当 受 給 資 格 証 を 添 え て 、 提 出 し な け れ ば な ら ない 。 た だ し 、 失 業 手 当 受 給 資 格 証 を 提 出 す る こ と が で き ない こ と に つ い て 正 当 な 理 由 が あ る と き は 、 こ れ を 添 え る こ と を 要 し ない 。

2 前 項 に 規 定 す る 申 出 は 、 当 該 申 出 に 係 る 退 職 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 月 を 経 過 す る 日 ま で の 間 に し な け れ ば な ら ない 。 た だ し 、 天 災 そ の 他 申 出 を し な か っ た こ と に つ い て や む を 得 ない 理 由 が あ る と き は 、 こ の 限 り で ない 。

3 第 1 項 に 規 定 す る 申 出 を し た 者 が 第 5 条 に 規 定 す る 者 に 該 当 す る と き は 、 そ の 者 に 支 給 期 間 延 長 等 通 知 書 を 交 付 す る も の と す る 。

(支 給 期 間 の 特 例 の 申 出)

第 18 条 の 3 第 5 条 の 2 の 規 定 に よ る 申 出 を 行 お う と す る 者 は 、 支 給 期 間 延 長 等 申 請 書 に 、 登 記 事 項 証 明 書 そ の 他 同 条 に 規 定 す る 者 に 該 当 す る こ と の 事 実 を 証 明 す る こ と が で き る 書 類 及 び 失 業 手 当 受 給 資 格 証 を 添 え て 、 提 出 し な け れ ば な ら ない 。 た だ し 、 失 業 手 当 受 給 資 格 証 を 提 出 す る こ と が で き ない こ と に つ い て 正 当 な 理 由 が あ る と き は 、 こ れ を 添 え る こ と を 要 し ない 。

2 前 項 に 規 定 す る 申 出 は 、 当 該 申 出 に 係 る 者 が 第 5 条 の 2 に 規 定 す る 事 業 を 開 始 し た 日 又 は 当 該 事 業 に 専 念 し 始 め た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 月 を 経 過 す る 日 ま で の 間 に し な け れ ば な ら ない 。 た だ し 、 天 災 そ の 他 申 出 を し な か っ た こ と に つ い て や む を 得 ない 理 由 が あ る と き は 、 こ の 限 り で ない 。

3 市 長 は 、 第 1 項 に 規 定 す る 申 出 を し た 者 が 第 5 条 の 2 に 規 定 す る 者 に 該 当 す る と 認 め た と き は 、 そ の 者 に 支 給 期 間 延 長 等 通 知 書 を 交 付 す る も の と す る 。

4 前 項 の 規 定 に よ り 支 給 期 間 延 長 等 通 知 書 の 交 付 を 受 け た 者 は 、 支 給 期 間 延 長 等 申 請 書 の 記 載 内 容 に 重 大 な 変 更 が あ っ た 場 合 又 は 第 5 条 の 2 に 規 定 す る 事 業 を 廃 止 し 、 若 し く は 休 止 し た 場 合 に は 、 速 や か に 、 そ の 旨 を 届 け 出 な け れ ば な ら ない 。

附 則 第 5 項 中 「 平 成 34 年 」 を 「 令 和 7 年 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 こ の 規 則 は 、 令 和 4 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 18 条 の 次 に 2 条 を 加 え る 改 正 規 定 (第 18 条 の 2 に 係 る 部 分 に 限 る 。) 及 び 附 則 第 5 項 の 改 正 規 定 は 公 布 の 日 か ら 、 第 9 条 第 5 号 の 改 正 規 定 は 令 和 4 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

- 2 この規則による改正後の横浜市失業手当支給規則第 5 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後に同条に規定する者に該当するに至った者について適用する。

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 49 号

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平 成 27 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 18 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

本 則 中 「 4,193 人 」 を 「 4,191 人 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 4 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 50 号

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年 3 月横浜市規則第 10
号）の一部を次のように改正する。

第 6 号様式中

「

| 生年月日 | 性別 |
|----------------------|----|
| ・ ・ | 男女 |
| ・ ・ | 男女 |
| ・ ・ | 男女 |
| ・ ・ | 男女 |
| ・ ・ | 男女 |

」

を

「

| 生年月日 |
|----------------------|
| ・ ・ |
| ・ ・ |
| ・ ・ |
| ・ ・ |
| ・ ・ |

」

に、

「

| |
|---|
| 【確認書類】 運転免許証／在留カード等／パスポート 被保険者証／介護保険証／他（ ） (No.) |
|---|

」

を

「

| |
|---|
| <p>【確認書類】 マイナンバーカード／運転免許証／在留カード等 パスポート／被保険者証／介護保険証 他 () (No.)</p> |
|---|

」

に改める。
第 6 号 様 式 の 2 中

「

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

」

を

「

| |
|--|
| |
|--|

」

に改める。
第 8 号 様 式 表 面 中

「

| | |
|--|-----|
| | 男・女 |
|--|-----|

」

を

「

| |
|--|
| |
|--|

」

に改める。
第 12 号 様 式 中

「

| | |
|--|-------------|
| | 男 ・ 女 |
|--|-------------|

」

を

「

| |
|--|
| |
|--|

」

」

に改める。

第 15 号様式表面中

「

| | | |
|--|----|--|
| | 性別 | |
|--|----|--|

」

を

「

| |
|--|
| |
|--|

」

に改める。

第 15 号様式の 2 表面及び第 15 号様式の 4 表面中

「

| | |
|--|-----|
| | 男・女 |
|--|-----|

」

を

「

| |
|--|
| |
|--|

」

に改める。

第 34 号様式中

「

| | | | | | |
|-----|---|---|----|---|----|
| 男・女 | 年 | 月 | 日生 | 歳 | 箇月 |
|-----|---|---|----|---|----|

」

を

「

| | | | | |
|---|---|----|---|----|
| 年 | 月 | 日生 | 歳 | 箇月 |
|---|---|----|---|----|

」

に改める。

附 則

(施行 期 日)

1 この規則は、令和 4 年 7 月 4 日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 8 号様式による国民健康保険食事療養（生活療養）標準負担額減額認定証、第 15 号様式の 2 による国民健康保険限度額適用認定

証及び第 15 号様式の 4 による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当該認定証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第 15 号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第 15 号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 51 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 59 条の 10 第 2 号中「当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書」を「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」に改める。

第 59 条の 28 第 1 項第 6 号中「いずれにも」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 52 号

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和 60 年 8 月横浜市規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

| |
|-----------|
| 白楽駅自転車駐車場 |
|-----------|

」

を

「

| |
|-----------|
| 白楽駅自転車駐車場 |
|-----------|

| |
|---------------|
| 羽沢横浜国大駅自転車駐車場 |
|---------------|

| |
|-----------------|
| 羽沢横浜国大駅第二自転車駐車場 |
|-----------------|

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 427 号 (令 和 4 年 6 月 14 日 掲 示 済)

市 会 臨 時 会 の 招 集

令 和 4 年 6 月 21 日 午 前 10 時 次 の 事 件 を 付 議 す る た め 、 市 会 議 事 堂
に 市 会 臨 時 会 を 招 集 す る 。

令 和 4 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 令 和 3 年 度 横 浜 市 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書 報 告
- 2 令 和 3 年 度 横 浜 市 事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書 報 告
- 3 令 和 3 年 度 横 浜 市 公 営 企 業 会 計 予 算 の 繰 越 額 使 用 計 画 の 報 告
- 4 令 和 4 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

横 浜 市 告 示 第 446 号

横 浜 市 の 持 続 的 な 発 展 に 向 け た 財 政 ビ ジ ョ ン の 公 表

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 96 条 第 2 項 及 び 横 浜 市 議 会
基 本 条 例 (平 成 26 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 16 号) 第 13 条 第 1 号 に 基 づ き
、 横 浜 市 将 来 に わ た る 責 任 あ る 財 政 運 営 の 推 進 に 関 す る 条 例 (平 成
26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 29 号) を 踏 ま え 、 横 浜 市 の 持 続 的 な 発 展 に 向
け た 財 政 ビ ジ ョ ン を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 447 号

横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 の 公 表

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 243 条 の 3 第 1 項 、 横 浜 市 財 政 事 情 の 公 表 に 関 する 条 例 (昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 21 号) 及 び 横 浜 市 将 来 に わ た る 責 任 あ る 財 政 運 営 の 推 進 に 関 する 条 例 (平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 29 号) 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 (昭 和 27 年 法 律 第 292 号) 第 40 条 の 2 、 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号) 、 横 浜 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 61 号) 、 横 浜 市 埋 立 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号) 、 横 浜 市 水 道 事 業 及 び 工 業 用 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 64 号) 及 び 横 浜 市 交 通 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 65 号) に 基 づ き 、 横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 448 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 29 年 10 月 横 浜 市 告 示 第 657 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

| 変 更 年 月 日 | 法 人 又 は 団 体 の 名 称 | 主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地 | 寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間 |
|---------------------|-------------------------------------|------------------------------------|---|
| 令 和 4 年 3 月 28 日 | 特 定 非 営 利 活 動 法 人 ム ー ミ ン の 会 | 西 区 浜 松 町 10 番 10 号 | (新) 平 成 29 年 1 月 5 日 から 令 和 9 年 1 月 4 日 まで |
| | | | (旧) 平 成 29 年 1 月 5 日 から 平 成 34 年 1 月 4 日 まで |

横浜市告示第 449 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

| 指定年月日 | 医療機関名 | 所在地 | 担当する医療の種類 |
|-------------------|-----------------------|-------------------------|-----------|
| 令和 4 年 6 月 1 日 | かわまた内科・脳神経内科 | 神奈川区大口通 28 番地の 1 | 病院又は診療所 |
| 同 | 調剤薬局ツルハド ラッグ横浜東寺尾店 | 鶴見区東寺尾六丁目 2 番 1 号 | 薬局 |
| 同 | なかよし薬局仲町 台店 | 都筑区仲町台一丁目 2 番 20 号 | 同 |
| 同 | 大信薬局横浜三ツ 境店 | 瀬谷区三ツ境 6 番地 の 2 | 同 |
| 同 | 日本調剤戸塚駅前 薬局 | 戸塚区戸塚町 4,018 番地の 1 | 同 |
| 同 | 薬局トモズ青葉台 調剤店 | 青葉区青葉台二丁目 9 番地の 1 | 同 |
| 同 | 横浜訪問看護リハ ビリなる | 旭区東希望が丘 101 番地の 14 | 訪問看護 |
| 同 | 指定訪問看護アッ トリハ反町 | 神奈川区反町 3 丁目 23 番地の 6 | 同 |
| 同 | まな訪問介護リハ ビリステーション | 瀬谷区阿久和南一丁 目 11 番地の 2 | 同 |
| 同 | 訪問看護ステーシ ョン岸根公園 | 港北区篠原西町 34 番 29 号 | 同 |

横浜市告示第 450 号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------------------|
| トラストガーデン株式会社 | トラストガーデン横浜ベイ馬車道 | 中区元浜町二丁目 13 番地の 1 | 令和 4 年 6 月 30 日 | 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護 |

横浜市告示第 451 号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
 収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

| 受託者の名称 | 受託者の所在地 | 委託した期間 |
|--|--------------------------|---------------------------------------|
| 公益社団法人横浜市獣医師会 会長 溝呂木 啓之 | 磯子区西町 14 番地の 3 | 令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで |
| 株式会社 F O R 代表取締役 細川 範子 | 東京都八王子市子安町 1 丁目 36 番 8 号 | 同 |
| 有限会社 Sunset Hills Animal Clinic 代表取締役 渡辺 英一郎 | 青葉区市ケ尾町 51 7 番地の 25 | 同 |
| 有限会社野田動物病院 代表取締役 野田 弘美 | 港北区小机町 451 番地の 1 | 同 |
| 公益財団法人神奈川県動物愛護協会 会長 山田 佐代子 | 港北区篠原台町 6 番 41 号 | 同 |
| 合同会社 アン・ベテリナリー・クリニック 代表社員 三浦 あかね | 神奈川区三ツ沢中町 5 番 1 号 | 同 |
| 新横浜動物病院 院長 石坂 大典 | 神奈川区三枚町 10 4 番地の 1 | 同 |
| ティアラペットクリニック 院長 市川 格 | 中区麦田町 1 丁目 2 番地 | 同 |

| | | |
|---------------------------------|---------------------------|---|
| 有限会社長者町動物病院 代表取締役 鈴木 尊 | 中区翁町 2 丁目 9 番地の 4 | 同 |
| 有限会社かりん 代表取締役 町田 都奈美 | 港南区大久保一丁 目 4 番 2 号 | 同 |
| 有限会社松本動物病院 代表取締役 松本 敏男 | 保土ヶ谷区権太坂 三丁目 7 番 7 号 | 同 |
| レモン動物病院 院長 半澤 由美子 | 旭区市沢町 336 番 地 | 同 |
| 株式会社ウェル動物病院 代表取締役 松本 直己 | 港北区高田東三丁 目 10 番 6 号 | 同 |
| かんの動物病院 院長 菅野 敦雄 | 港北区日吉本町四 丁目 11 番 5 号 | 同 |
| ブラン動物病院 院長 白井 善朗 | 港北区綱島東二丁 目 13 番 21 号 | 同 |
| 秋元犬猫病院 開設者 秋元 弘枝 | 緑区北八朔町 1,63 9 番地の 3 | 同 |
| 有限会社アライ動物病院 代表取締役 荒井 和子 | 緑区中山三丁目 10 番 28 号 | 同 |
| あざみ野ペットク リニック 院長 川嶋 光平 | 青葉区あざみ野南 二丁目 11 番地の 18 | 同 |
| サスケ動物病院 院長 太田 敬子 | 青葉区荏子田二丁 目 1 番地の 6 | 同 |
| やまな動物病院 院長 | 青葉区市ヶ尾町 1, 052 番地の 1 | 同 |

| | | |
|--------------------------------|----------------------|---|
| 山名宏之 | | |
| イソップ動物病院 院長 船田茂 | 都筑区すみれが丘 20番地の10 | 同 |
| 株式会社ソルナ動物病院 代表取締役 朝原大輔 | 都筑区茅ヶ崎中央 25番8号 | 同 |
| 株式会社ふれあいの丘動物病院 代表取締役 井戸裕 | 都筑区葛が谷15番 22号 | 同 |
| プレマ動物ナチュラルクリニック 院長 羽尾健一 | 都筑区中川中央一丁目5番9号 | 同 |
| 有限会社さいとう動物病院 代表取締役 齊藤明德 | 都筑区北山田四丁目8番20号 | 同 |
| 有限会社シーエムエス 代表取締役 上田喜宣 | 都筑区茅ヶ崎中央 2番1号 | 同 |
| 有限会社コンフォート 取締役 玉置健一郎 | 栄区小山台一丁目 21番25号 | 同 |
| 合同会社ヨシト 代表社員 田中仁人 | 栄区小菅ヶ谷3丁目 31番22号 | 同 |
| たんぼぼ動物病院 院長 千原恒生 | 瀬谷区三ツ境111 番地の6 | 同 |
| 株式会社JPR 代表取締役社長 生田目康道 | 東京都町田市中町 1丁目16番3号 | 同 |
| たけだペットクリニック 院長 | 旭区笹野台一丁目 28番13号 | 同 |

| | | |
|--|-----------------------------|---|
| 竹 田 洋 | | |
| ゆたか動物病院合 同会社 代表社員 磯 野 優 | 栄区上之町 1 番 6 号 | 同 |
| 有限会社はた動物 病院 代表取締役 畠 中 健 | 港南区芹が谷一丁 目 12 番 8 号 | 同 |
| 株式会社ユアペテ ィア 代表取締役社長 金 澤 伸 幸 | 東京都国分寺市本 町 4 丁目 12 番 1 号 | 同 |
| 合同会社さかい犬 猫クリニック 代表社員 酒 井 洋 | 青葉区たちばな台 一丁目 14 番地の 25 | 同 |
| 有限会社西田ペッ トクリニック 取締役 西 田 耕 一 郎 | 泉区新橋町 1,382 番地の 1 | 同 |
| 有限会社エフビー シーコーポレーシ ョン 代表取締役 宮 本 英 巨 | 東京都中央区日本 橋 2 丁目 16 番 3 号 | 同 |
| 株式会社 A D V A N C E 代表取締役 ニシムラ 静 香 | 鶴見区豊岡町 28 番 11 号 | 同 |
| リアン動物病院 院長 深 堀 祥 光 | 都筑区北山田二丁 目 1 番 3 号 | 同 |
| 有限会社すがわら 動物病院 代表取締役 菅 原 朗 | 南区別所五丁目 22 番 8 号 | 同 |
| アイラ動物病院 院長 平 片 修 | 緑区长津田七丁目 1 番 48 号 | 同 |

| | | |
|---------------------------------------|---------------------------|---|
| モリシゲビル株式会社 代表取締役 森 茂 徳 | 港南区下永谷五丁目 目 1 番 10 号 | 同 |
| かどのペットクリニック 院長 葛 野 莉 奈 | 青葉区さつきが丘 6 番地の 11 | 同 |
| まみペットクリニック 院長 本 田 真 由 美 | 旭区東希望が丘 20 4 番地の 19 | 同 |
| 株式会社ライトブラ リア 代表取締役 志 田 忍 | 旭区都岡町 20 番地 の 12 | 同 |
| 株式会社たかつ動物 病院 院長 高 津 則 宏 | 保土ヶ谷区上星川 二丁目 12 番 15 号 | 同 |
| 日向山動物病院有 限会社 院長 落 合 文 憲 | 泉区和泉町 7,315 番地の 15 | 同 |
| 有限会社釜利谷ペ ットクリニック 取締役 山 本 貴 浩 | 金沢区釜利谷西六 丁目 1 番 31 号 | 同 |
| 株式会社トトロ動 物病院 代表取締役 小 松 正 史 | 保土ヶ谷区権太坂 二丁目 1 番 7 号 | 同 |
| 犬山動物病院 院長 山 本 直 孝 | 栄区犬山町 56 番 6 号 | 同 |
| 株式会社みんなで 奏 代表取締役 佐 藤 由 美 子 | 都筑区荏田南五丁 目 23 番 33 号 | 同 |
| もものはな動物病 | 磯子区中原二丁目 | 同 |

| | | |
|--|-------------------------------------|---|
| 院 代 表 島 剛 志 | 14 番 5 号 | |
| 合 同 会 社 S H A R C 代 表 社 員 木 佐 貫 敬 | 港 北 区 新 横 浜 三 丁 目 13 番 地 の 11 | 同 |
| 株 式 会 社 O C E A N ' S 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 雄 大 | 秦 野 市 平 沢 1,546 番 地 の 1 | 同 |
| 株 式 会 社 コ ジ マ 社 長 川 畑 剛 | 東 京 都 江 東 区 亀 戸 3 丁 目 60 番 21 号 | 同 |
| 株 式 会 社 い な ば 動 物 病 院 代 表 取 締 役 稻 葉 淳 紀 | 港 北 区 新 吉 田 東 三 丁 目 28 番 20 号 | 同 |
| 株 式 会 社 く ら ら 代 表 取 締 役 高 沼 洋 子 | 港 北 区 綱 島 東 五 丁 目 26 番 1 号 | 同 |
| 株 式 会 社 U V e t 代 表 取 締 役 植 野 孝 志 | 南 区 真 金 町 1 丁 目 1 番 地 | 同 |
| 株 式 会 社 N o P e L 代 表 取 締 役 鈴 木 啓 介 | 港 北 区 箕 輪 町 一 丁 目 18 番 8 号 | 同 |
| 株 式 会 社 ブ ル ー ム 動 物 病 院 代 表 取 締 役 片 山 政 都 | 鶴 見 区 梶 山 一 丁 目 10 番 32 号 | 同 |
| 株 式 会 社 ホ ー ム セ ン タ ー バ ロ ー 代 表 取 締 役 和 賀 登 盛 作 | 岐 阜 県 多 治 見 市 大 針 町 661 番 地 の 1 | 同 |
| 有 限 会 社 エ ム ・ モ ー ド 取 締 役 | 保 土 ヶ 谷 区 天 王 町 1 丁 目 30 番 地 の 4 | 同 |

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 山口 勝 | | |
| 株式会社 L u l u V 代表取締役 下山 直人 | 青葉区美しが丘一 丁目 10 番地の 13 | 同 |
| 株式会社動物医療 所 代表取締役 磯崎 雄志 | 中区本牧三之谷 10 番 8 号 | 同 |
| 株式会社栄世 代表取締役 香山 成哲 | 千葉県茂原市高師 922 番地 | 同 |
| 株式会社リリエル 代表取締役 出淵 龍生 | 港北区篠原東二丁 目 7 番 4 号 | 同 |
| 馬車道ペットクリ ニック 社長 西坂 理恵 | 中区住吉町 5 丁目 64 番地の 1 | 同 |
| ひなた株式会社 院長 日向 健介 | 青葉区新石川二丁 目 32 番地の 7 | 同 |
| 上郷どうぶつ病院 院長 甲斐 博高 | 栄区上郷町 1,208 番地の 2 | 同 |
| 犬と猫の病院パル ケ 院長 池田 博司 | 鶴見区馬場一丁目 5 番 30 号 | 同 |
| 有限会社アニマル ライフサポート 代表取締役 渡辺 靖浩 | 泉区和泉が丘一丁 目 28 番 30 号 | 同 |
| 株式会社 W i t h m a l 代表取締役 山崎 智輝 | 東京都武蔵野市桜 堤 2 丁目 1 番 26 号 | 同 |
| いずみ犬と猫のク リニック 院長 | 泉区和泉中央南二 | 同 |

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 下 村 香 弥 子 | 丁 目 1 番 14 号 | |
| 株 式 会 社 I & U H O L D I N G S 代 表 取 締 役 猪 野 佑 一 | 川 崎 市 川 崎 区 駅 前 本 町 11 番 地 の 2 | 同 |
| 見 晴 動 物 病 院 院 長 金 子 邦 彦 | 中 区 千 代 崎 町 4 丁 目 101 番 地 | 同 |
| さ くら の 森 動 物 病 院 院 長 村 山 慶 明 | 青 葉 区 あ ざ み 野 1 丁 目 24 番 地 の 5 | 同 |
| サ ク ラ 犬 猫 病 院 開 設 者 日 向 千 絵 | 都 筑 区 桜 並 木 5 番 10 号 | 同 |
| 株 式 会 社 A n i m a l T h e r a p y H o u s e 代 表 取 締 役 山 本 律 子 | 都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 28 番 8 号 | 同 |
| 株 式 会 社 た か ま る ど う ぶ つ 病 院 代 表 取 締 役 市 川 崇 | 瀬 谷 区 瀬 谷 2 丁 目 47 番 地 の 3 | 同 |
| 株 式 会 社 T Y L 代 表 取 締 役 金 児 将 平 | 東 京 都 港 区 芝 二 丁 目 13 番 4 号 | 同 |

横浜市告示第 452 号

市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

| 路線名 | 起 終 | 点 点 |
|-----------------|--|--------|
| 上大岡 第 610 号線 | 南区大岡三丁目 1,796 番の 10 地先 同区同 同 番の 7 地先 | |
| 上大岡 第 611 号線 | 南区大岡三丁目 1,798 番の 7 地先 同区同 同 番の 33 地先 | |
| 柏尾 第 611 号線 | 港南区下永谷五丁目 2,163 番の 64 地先 同 区同 2,165 番の 3 地先 | |
| 柏尾 第 612 号線 | 港南区下永谷五丁目 2,165 番の 4 地先 同 区同 2,163 番の 2 地先 | |
| 綱島 第 379 号線 | 港北区日吉六丁目 2,553 番地内 鶴見区駒岡五丁目 2,119 番の 1 地先 | |
| 菊名 第 533 号線 | 港北区篠原東三丁目 1,634 番の 7 地先 同 区同 同 番の 1 地先 | |
| 桂町 第 546 号線 | 栄区公田町 1,631 番の 2 地先 同区中野町 5 番の 1 地先 | |
| 中田 第 667 号線 | 泉区中田西二丁目 901 番の 8 地先 同区同 894 番の 39 地先 | |
| 目黒 第 157 号線 | 瀬谷区上瀬谷町 18 番の 39 地先 同 区同 町 21 番の 7 地先 | |
| 瀬谷 第 558 号線 | 瀬谷区瀬谷四丁目 21 番の 23 地先 同 区同 17 番の 6 地先 | |
| 瀬谷 第 559 号線 | 瀬谷区瀬谷四丁目 21 番の 23 地先 同 区同 20 番の 1 地先 | |

| | |
|----------------|--|
| 瀬谷 第 560 号線 | 瀬谷区瀬谷四丁目 19 番の 11 地先 同 区同 18 番の 16 地先 |
|----------------|--|

横浜市告示第 453 号

市道路線の廃止

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

| 路線名 | 起 終 | 点 点 |
|-------------------|--|--------|
| 上永谷 第 138 号線 | 港南区野庭町 1,494 番の 3 地先 同 区同 町 1,506 番の 4 地先 | |
| 日吉 第 129 号線 | 港北区日吉本町二丁目 2,280 番地先 同 区同 2,329 番地先 | |
| 日吉 第 130 号線 | 港北区日吉本町二丁目 2,279 番の 1 地先 同 区同 2,330 番地先 | |
| 菊名 第 424 号線 | 港北区岸根町 393 番の 1 地先 同 区同 町 395 番の 1 地先 | |
| 篠原 第 152 号線 | 港北区仲手原二丁目 746 番の 8 地先 | |
| 北八朔北部 第 87 号線 | 緑区北八朔町 224 番の 36 地先 同区同 町 218 番の 15 地先 | |
| 北八朔北部 第 142 号線 | 緑区北八朔町 225 番の 13 地先 同区同 町 226 番の 18 地先 | |
| 北八朔北部 第 143 号線 | 緑区北八朔町 223 番の 34 地先 同区同 町 224 番の 38 地先 | |
| 北八朔北部 第 145 号線 | 緑区北八朔町 220 番の 38 地先 同区同 町 223 番の 39 地先 | |
| 東方町 第 180 号線 | 都筑区池辺町 3,179 番の 7 地先 同 区東方町 651 番の 9 地先 | |
| 平戸 第 21 号線 | 戸塚区川上町 223 番の 1 地先 同 区同 町 231 番の 15 地先 | |

| | |
|-----------------|---|
| 上郷 第 31 号線 | 栄区上郷町 1,369 番の 3 地先 同区同 町同 番の 5 地先 |
| 中田 第 347 号線 | 泉区中田西二丁目 901 番の 8 地先 同区同 904 番の 3 地先 |
| 中田 第 354 号線 | 泉区中田西二丁目 904 番の 4 地先 同区同 914 番の 1 地先 |
| 中田 第 359 号線 | 泉区中田西二丁目 894 番の 36 地先 同区同 904 番の 14 地先 |
| 下飯田 第 159 号線 | 泉区和泉町 993 番の 1 地先 同区同 町 994 番の 1 地先 |
| 下飯田 第 447 号線 | 泉区和泉町 524 番の 22 地先 同区同 町 527 番の 3 地先 |
| 目黒 第 78 号線 | 瀬谷区上瀬谷町 17 番の 5 地先 同 区同 町同番の 31 地先 |
| 目黒 第 79 号線 | 瀬谷区上瀬谷町 21 番の 7 地先 同 区同 町 17 番の 33 地先 |

横浜市告示第 454 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和 4 年 6 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 幅員 | 延長 |
|-----------------|--|---------------------|--------|
| | | m | m |
| 上大岡 第 610 号線 | 南区大岡三丁目 1,796 番の 10 地先から 同区同 同 番の 7 地先まで | 4.50 ないし 4.51 | 54.15 |
| 上大岡 第 611 号線 | 南区大岡三丁目 1,798 番の 7 地先から 同区同 同 番の 33 地先まで | 5.00 ないし 5.03 | 75.99 |
| 柏尾 第 611 号線 | 港南区下永谷五丁目 2,163 番の 64 地先から 同 区同 2,165 番の 3 地先まで | 4.50 ないし 4.60 | 53.10 |
| 柏尾 第 612 号線 | 港南区下永谷五丁目 2,165 番の 4 地先から 同 区同 2,163 番の 2 地先まで | 4.50 ないし 4.65 | 81.80 |
| 綱島 第 379 号線 | 港北区日吉六丁目 2,553 番地内から 鶴見区駒岡五丁目 2,119 番の 1 地先まで | 3.50 ないし 6.00 | 175.20 |
| 菊名 第 533 号線 | 港北区篠原東三丁目 1,634 番の 7 地先から 同 区同 同 番の 1 地先まで | 5.00 | 24.40 |
| 桂町 第 546 号線 | 栄区公田町 1,631 番の 2 地先から 同区中野町 5 番の 1 地先まで | 1.80 ないし 1.87 | 53.55 |
| 中田 第 667 号線 | 泉区中田西二丁目 901 番の 8 地先から 同区同 894 番の 39 地先まで | 5.50 ないし 5.51 | 117.91 |
| 目黒 第 157 号線 | 瀬谷区上瀬谷町 18 番の 39 地先から 同 区同 町 21 番の 7 地先まで | 4.50 ないし 5.52 | 126.14 |

| | | | |
|----------------|--|---------------------|--------|
| 瀬谷 第 558 号線 | 瀬谷区瀬谷四丁目 21 番の 23 地先から 同 区同 17 番の 6 地先まで | 4.45 ないし 4.61 | 50.82 |
| 瀬谷 第 559 号線 | 瀬谷区瀬谷四丁目 21 番の 23 地先から 同 区同 20 番の 1 地先まで | 4.43 ないし 4.55 | 117.91 |
| 瀬谷 第 560 号線 | 瀬谷区瀬谷四丁目 19 番の 11 地先から 同 区同 18 番の 16 地先まで | 4.45 ないし 4.54 | 46.58 |

横浜市告示第 455 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 4 年 6 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 旧・新の別 | 区間 | 幅員 | 延長 |
|--------|-------|--|-----------------------|--------|
| 大田神奈川 | 旧 | 鶴見区馬場七丁目 1,455 番の 28 地先から 同 区馬場一丁目 1,451 番の 14 地先まで | 9.74 ないし 58.73 | 162.30 |
| | 新 | 同 | 10.74 ないし 58.73 | 同 |
| 東京丸子横浜 | 旧 | 港北区菊名四丁目 371 番の 27 地先から 同 区同 同 番の 3 地先まで | 26.00 ないし 36.63 | 27.79 |
| | 新 | 同 | 26.00 ないし 34.47 | 同 |
| | 旧 | 港北区菊名四丁目 371 番の 6 地先から 鶴見区馬場七丁目 1,466 番の 3 地先まで | 9.65 ないし 33.37 | 265.92 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 川崎町田 | 旧 | 都筑区東方町 301 番の 1 地先から 同 区同 町 270 番の 1 地先まで | 22.00 ないし 29.34 | 215.51 |
| | 新 | 同 | 22.63 ないし 29.34 | 同 |

横浜市告示第 456 号

県道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 4 年 6 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 旧・新の別 | 区間 | 幅員 | 延長 |
|-------|-------|---|-----------------------|--------|
| 横浜上麻生 | 旧 | 都筑区池辺町 2,474 番の 7 地先から 同 区佐江戸町 670 番地先まで | 6.60 ないし 8.20 | 182.00 |
| | 新 | 同 | 14.20 ないし 15.00 | 同 |
| 川崎町田 | 旧 | 都筑区池辺町 2,474 番の 7 地先から 同 区佐江戸町 670 番地先まで | 6.60 ないし 8.20 | 182.00 |
| | 新 | 同 | 14.20 ないし 15.00 | 同 |

横浜市告示第 457 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 4 年 6 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 旧・新の別 | 区間 | 幅員 | 延長 |
|-----------------|-------|--|------------------------------------|---------------------|
| 北寺尾 第 168 号線 | 旧 | 鶴見区馬場七丁目 84 番の 38 地先から 同 区同 1,460 番の 4 地先まで | 13.46 ^m ないし 35.79 | 304.79 ^m |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 北寺尾 第 181 号線 | 旧 | 鶴見区馬場七丁目 72 番の 2 地先から 同 区同 74 番の 4 地先まで | 10.36 ないし 20.81 | 29.47 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 東寺尾 第 446 号線 | 旧 | 鶴見区生麦四丁目 842 番の 1 地先から 同 区同 801 番地先まで | 2.41 ないし 2.44 | 43.98 |
| | 新 | 同 | 3.20 ないし 3.23 | 同 |
| 片倉 第 381 号線 | 旧 | 神奈川区片倉一丁目 510 番の 5 地先から 同 区同 507 番の 10 地先まで | 3.05 ないし 4.16 | 36.10 |
| | 新 | 同 | 4.50 ないし 5.52 | 同 |

| | | | | |
|-----------------|---|--|-----------------------|-------|
| 峰沢 第64号線 | 旧 | 神奈川県片倉二丁目 797 番の51地先から 同 区同 790 番の62地先まで | 2.71 ないし 4.57 | 27.18 |
| | 新 | 同 | 3.61 ないし 7.01 | 同 |
| 西戸部 第 289 号線 | 旧 | 西区西戸部町 3 丁目 277 番の 1 地先から 同区同 町同 275 番地先まで | 1.71 ないし 2.00 | 30.62 |
| | 新 | 同 | 1.99 ないし 3.00 | 同 |
| 西戸部 第 290 号線 | 旧 | 西区西戸部町 3 丁目 273 番地先から 同区同 町同 280 番の100 地先まで | 3.45 ないし 3.99 | 15.97 |
| | 新 | 同 | 6.10 ないし 8.22 | 同 |
| 伊勢佐木町 第28号線 | 旧 | 西区東ヶ丘70番の 5 地先から 同区同 53番の33地先まで | 3.58 ないし 4.00 | 56.91 |
| | 新 | 同 | 5.75 ないし 6.07 | 同 |
| 新山下 第26号線 | 旧 | 中区山手町 166 番の 4 地先から 同区同 町 160 番地先まで | 2.76 ないし 5.13 | 39.97 |
| | 新 | 同 | 3.00 ないし 7.00 | 39.51 |
| 新山下 第31号線 | 旧 | 中区山手町 165 番の 7 地先から 同区同 町 166 番の 5 地先まで | 3.40 ないし 6.03 | 65.24 |
| | 新 | 中区山手町 165 番の 7 地先から 同区同 町 166 番の 4 地先まで | 4.00 ないし 7.72 | 61.18 |
| 豊浦町 | 旧 | 中区本牧元町58番の57地先から 同区本牧三之谷 177 番の 6 地先まで | 12.25 ないし 31.27 | 15.61 |

| | | | | |
|----------------|---|---|-----------------------|-------|
| 第50号線 | 新 | 同 | 34.49 ないし 38.97 | 同 |
| 谷戸坂通 | 旧 | 中区山手町 160 番地先から 同区同 町 163 番の10地先まで | 5.48 ないし 5.54 | 14.39 |
| | 新 | 同 | 5.70 ないし 5.94 | 同 |
| 上大岡 第67号線 | 旧 | 南区大岡三丁目 1,786 番の 7 地先から 同区同 1,796 番の 3 地先まで | 1.69 ないし 1.93 | 46.46 |
| | 新 | 同 | 3.19 ないし 3.29 | 同 |
| 柏尾 第 608 号線 | 旧 | 港南区下永谷五丁目 2,185 番の 127 地先から 同 区同 2,166 番の 7 地先まで | 3.40 ないし 4.05 | 63.79 |
| | 新 | 同 | 4.50 ないし 4.60 | 同 |
| 笹下 第 252 号線 | 旧 | 港南区港南四丁目 534 番の11地先から 同 区同 533 番地先まで | 4.03 ないし 9.20 | 33.16 |
| | 新 | 同 | 5.12 ないし 5.77 | 同 |
| 羽沢 第19号線 | 旧 | 保土ヶ谷区上菅田町 456 番の 7 地先から 同 区同 町 418 番の 179 地先まで | 4.48 ないし 4.50 | 10.78 |
| | 新 | 同 | 4.51 | 同 |
| 羽沢 第73号線 | 旧 | 保土ヶ谷区西谷二丁目 662 番地先から 同 区東川島町34番の68地先まで | 2.34 ないし 2.60 | 52.38 |
| | 新 | 同 | 3.46 ないし 5.58 | 同 |

| | | | | |
|-----------------|---|--|---------------------|-------|
| 峰沢 第 185 号線 | 旧 | 保土ヶ谷区常盤台 149 番の 4 地先から 同 区峰沢町 350 番の 8 地先まで | 2.93 ないし 4.50 | 13.81 |
| | 新 | 同 | 3.72 ないし 4.50 | 同 |
| 上星川 第 229 号線 | 旧 | 保土ヶ谷区和田二丁目 66 番の 4 地先から 同 区同 50 番の 2 地先まで | 2.50 ないし 3.40 | 8.87 |
| | 新 | 同 | 4.25 ないし 5.95 | 同 |
| 上星川 第 230 号線 | 旧 | 保土ヶ谷区和田二丁目 50 番の 2 地先から 同 区峰岡町 3 丁目 462 番の 5 地先まで | 3.65 ないし 3.80 | 15.30 |
| | 新 | 同 | 3.80 ないし 4.85 | 12.27 |
| 上星川 第 435 号線 | 旧 | 保土ヶ谷区仏向町 1,650 番の 2 地先から 同 区同 町 1,653 番の 5 地先まで | 1.85 ないし 2.08 | 11.87 |
| | 新 | 同 | 4.54 ないし 4.56 | 8.43 |
| 三ツ沢 第 5 号線 | 旧 | 保土ヶ谷区常盤台 127 番の 2 地先から 同 区同 129 番の 3 地先まで | 6.18 ないし 6.68 | 39.86 |
| | 新 | 同 | 9.01 ないし 9.10 | 同 |
| 狩場町 第 114 号線 | 旧 | 保土ヶ谷区権太坂一丁目 208 番の 67 地先から 同 区同 200 番の 13 地先まで | 4.44 | 6.62 |
| | 新 | 同 | 4.52 | 同 |
| 四季美台 | 旧 | 旭区二俣川 1 丁目 33 番の 3 地先から 同区同 39 番の 13 地先まで | 2.02 ないし 2.21 | 41.61 |

| | | | | |
|------------------|---|--|---------------------|-------|
| 第 264 号線 | 新 | 同 | 3.26 ないし 4.50 | 同 |
| 四季美台 第 398 号線 | 旧 | 旭区本宿町 126 番の 26 地先から 同区南本宿町 42 番の 23 地先まで | 3.09 ないし 3.17 | 27.26 |
| | 新 | 同 | 4.50 | 同 |
| 川島町 第 71 号線 | 旧 | 旭区川島町 1,920 番の 9 地先から 同区同 町 同 番の 21 地先まで | 4.42 ないし 4.66 | 27.97 |
| | 新 | 同 | 4.52 ないし 4.70 | 同 |
| 川島町 第 357 号線 | 旧 | 旭区市沢町 338 番の 19 地先から 同区同 町 368 番地先まで | 4.42 ないし 4.51 | 22.08 |
| | 新 | 同 | 4.52 ないし 4.54 | 同 |
| 希望が丘 第 333 号線 | 旧 | 旭区善部町 20 番の 2 地先から 同区同 町 21 番の 25 地先まで | 4.81 | 2.08 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 希望が丘 第 347 号線 | 旧 | 旭区善部町 21 番の 22 地先から 同区同 町 9 番の 3 地先まで | 2.52 ないし 2.68 | 23.85 |
| | 新 | 同 | 4.50 | 同 |
| 希望が丘 第 350 号線 | 旧 | 旭区善部町 21 番の 14 地先から 同区同 町 24 番の 2 地先まで | 1.87 ないし 1.90 | 27.05 |
| | 新 | 同 | 3.19 ないし 3.20 | 同 |

| | | | | |
|------------------|---|---|----------------------|--------|
| 笹下 第 187 号線 | 旧 | 磯子区森が丘二丁目 1,685 番の 401 地先から 同 区同 1,636 番の 154 地先まで | 3.99 ないし 4.02 | 35.07 |
| | 新 | 同 | 4.56 ないし 4.66 | 同 |
| 箕輪 第 186 号線 | 旧 | 港北区日吉五丁目 1,444 番の 1 地先から 同 区同 1,451 番の 2 地先まで | 2.98 ないし 3.01 | 18.12 |
| | 新 | 同 | 3.74 ないし 3.76 | 同 |
| 川向 第 39 号線 | 旧 | 港北区新羽町 2,830 番地先から 同 区同 町 1,346 番の 4 地先まで | 4.71 ないし 6.57 | 131.43 |
| | 新 | 同 | 5.74 ないし 10.28 | 同 |
| 東本郷 第 322 号線 | 旧 | 港北区小机町 1,275 番の 8 地先から 同 区同 町 1,218 番の 1 地先まで | 2.77 ないし 4.53 | 26.83 |
| | 新 | 同 | 5.52 ないし 7.08 | 同 |
| 菊名 第 374 号線 | 旧 | 港北区篠原東三丁目 1,611 番の 1 地先から 同 区同 1,634 番の 7 地先まで | 2.75 ないし 2.81 | 30.23 |
| | 新 | 同 | 3.38 ないし 3.43 | 同 |
| 北八朔北部 第 87 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 219 番の 17 地先から 同区同 町 214 番の 17 地先まで | 5.83 ないし 6.00 | 173.60 |
| | 新 | 同 | 7.85 ないし 8.00 | 同 |
| 北八朔北部 | 旧 | 緑区北八朔町 225 番の 10 地先から 同区同 町 226 番の 5 地先まで | 7.99 | 5.54 |

| | | | | |
|-------------------|---|---|---------------------|-------|
| 第 142 号線 | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 北八朔北部 第 143 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 223 番の 41 地先から 同区同 町 224 番の 42 地先まで | 5.01 | 2.59 |
| | 新 | 同 | 8.03 | 同 |
| 北八朔北部 第 145 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 220 番の 20 地先から 同区同 町 223 番の 2 地先まで | 5.24 | 1.47 |
| | 新 | 同 | 8.21 | 同 |
| 北八朔北部 第 149 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 222 番の 20 地先から 同区同 町 225 番の 2 地先まで | 6.50 | 4.48 |
| | 新 | 緑区北八朔町 228 番の 3 地先から 同区同 町 225 番の 2 地先まで | 7.99 | 5.78 |
| 北八朔北部 第 150 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 221 番の 29 地先から 同区同 町 222 番の 1 地先まで | 4.88 ないし 4.92 | 21.98 |
| | 新 | 緑区北八朔町 221 番の 24 地先から 同区同 町 222 番の 1 地先まで | 7.98 ないし 8.00 | 10.27 |
| 北八朔北部 第 217 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 218 番の 15 地先から 同区同 町 221 番の 6 地先まで | 4.89 ないし 6.39 | 61.97 |
| | 新 | 緑区北八朔町 218 番の 14 地先から 同区同 町 221 番の 6 地先まで | 7.95 ないし 8.01 | 62.25 |
| 北八朔北部 第 219 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 217 番の 34 地先から 同区同 町 218 番の 5 地先まで | 6.30 ないし 6.32 | 62.02 |
| | 新 | 緑区北八朔町 217 番の 20 地先から 同区同 町 218 番の 5 地先まで | 7.93 ないし 7.95 | 60.01 |

| | | | | |
|-------------------|---|--|----------------------|--------|
| 北八朔北部 第 220 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 214 番の 17 地先から 同区同 町 217 番の 34 地先まで | 7.94 | 3.65 |
| | 新 | 緑区北八朔町 214 番の 17 地先から 同区同 町 217 番の 27 地先まで | 同 | 1.64 |
| 北八朔北部 第 316 号線 | 旧 | 緑区小山町 610 番の 9 地先から 同区同 町 609 番の 4 地先まで | 4.05 ないし 4.50 | 15.50 |
| | 新 | 同 | 4.28 ないし 4.50 | 同 |
| 北八朔北部 第 389 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 226 番の 13 地内から 同区同 町 221 番の 3 地先まで | 5.06 ないし 11.63 | 360.61 |
| | 新 | 同 | 5.06 ないし 7.36 | 同 |
| 北八朔北部 第 390 号線 | 旧 | 緑区北八朔町 224 番の 19 地先から 同区同 町 218 番の 27 地先まで | 7.82 ないし 26.14 | 415.90 |
| | 新 | 同 | 7.81 ないし 25.57 | 同 |
| 北八朔南部 第 508 号線 | 旧 | 緑区寺山町 86 番地先から 同区同 町 102 番の 2 地先まで | 4.51 ないし 9.72 | 181.69 |
| | 新 | 同 | 9.99 ないし 10.07 | 同 |
| 北八朔南部 第 525 号線 | 旧 | 緑区中山三丁目 1,156 番の 4 地先から 同区同 1,142 番の 2 地先まで | 6.52 | 5.00 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 川和 | 旧 | 緑区中山三丁目 1,156 番の 4 地先から 同区中山二丁目 1,159 番の 3 地先まで | 7.08 ないし 7.27 | 22.15 |

| | | | | |
|-----------------|---|--|---------------------|-------|
| 第 321 号線 | 新 | 同 | 7.43 ないし 7.65 | 同 |
| 川和 第 322 号線 | 旧 | 緑区中山三丁目 1,156 番の 4 地先から 同区中山二丁目 1,171 番の 2 地先まで | 7.15 ないし 7.27 | 30.52 |
| | 新 | 同 | 7.41 ないし 7.65 | 同 |
| 鴨居 第 115 号線 | 旧 | 緑区白山三丁目 1,011 番の 2 地先から 同区同 1,019 番の 2 地先まで | 2.87 ないし 2.92 | 26.39 |
| | 新 | 同 | 4.60 ないし 4.61 | 同 |
| 黒須田 第 100 号線 | 旧 | 青葉区元石川町 3,711 番の 1 地先から 同 区同 町 3,491 番の 1 地先まで | 3.61 ないし 3.87 | 17.28 |
| | 新 | 同 | 7.78 ないし 9.57 | 同 |
| 新石川 第 51 号線 | 旧 | 青葉区元石川町 3,541 番の 4 地先から 同 区同 町同 番の 2 地先まで | 7.20 ないし 9.61 | 32.37 |
| | 新 | 同 | 6.78 ないし 7.94 | 同 |
| 新石川 第 52 号線 | 旧 | 青葉区元石川町 3,492 番の 1 地先 | 3.61 | 0.52 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 茅ヶ崎 第 178 号線 | 旧 | 都筑区池辺町 1,782 番の 2 地先から 同 区同 町 1,779 番地先まで | 1.82 ないし 2.02 | 20.73 |
| | 新 | 同 | 3.59 ないし 4.66 | 同 |

| | | | | |
|-----------------|---|---|-----------------------|--------|
| 川和 第 3 号線 | 旧 | 都筑区川和町 277 番の 1 地先から 同 区同 町 654 番の 1 地先まで | 5.83 ないし 6.26 | 112.37 |
| | 新 | 同 | 7.51 ないし 9.50 | 同 |
| 川和 第 78 号線 | 旧 | 都筑区川和町 654 番の 1 地先から 同 区同 町 760 番の 7 地先まで | 5.92 | 3.63 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 川和 第 342 号線 | 旧 | 都筑区佐江戸町 418 番の 12 地先から 同 区同 町 500 番の 1 地先まで | 2.71 ないし 2.73 | 27.31 |
| | 新 | 同 | 3.61 ないし 3.62 | 同 |
| 東方町 第 39 号線 | 旧 | 都筑区東方町 663 番の 1 地先から 同 区同 町 643 番の 1 地先まで | 4.10 ないし 17.45 | 235.37 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 東方町 第 115 号線 | 旧 | 都筑区池辺町 3,179 番の 21 地先から 同 区東方町 663 番の 1 地先まで | 5.83 ないし 9.00 | 130.29 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 東方町 第 216 号線 | 旧 | 都筑区東方町 270 番の 1 地先から 同 区同 町 301 番の 1 地先まで | 22.00 ないし 29.34 | 215.51 |
| | 新 | 同 | 22.63 ないし 29.34 | 同 |
| 東方町 | 旧 | 都筑区川向町 465 番の 3 地先から 同 区東方町 284 番の 6 地先まで | 24.00 ないし 38.00 | 903.52 |

| | | | | |
|-----------------|---|--|-----------------------|--------|
| 第 342 号線 | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 東方町 第 343 号線 | 旧 | 都筑区東方町 651 番の10地先から 同 区同 町 654 番の29地先まで | 6.00 ないし 14.81 | 163.59 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 東方町 第 348 号線 | 旧 | 都筑区川向町 813 番の 1 地先から 同 区同 町 821 番の 5 地先まで | 6.01 | 18.31 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 名瀬 第46号線 | 旧 | 戸塚区川上町 187 番の 1 地先から 同 区同 町 231 番の 6 地先まで | 9.45 ないし 10.49 | 20.77 |
| | 新 | 同 | 13.29 ないし 13.76 | 同 |
| 汲沢 第 102 号線 | 旧 | 戸塚区汲沢六丁目 1,960 番の 5 地先から 同 区同 同 番の 1 地先まで | 4.44 ないし 4.76 | 21.77 |
| | 新 | 同 | 5.52 ないし 6.36 | 同 |
| 汲沢 第 171 号線 | 旧 | 戸塚区汲沢六丁目 1,911 番の28地先から 同 区同 1,961 番の10地先まで | 1.96 ないし 1.97 | 2.11 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 汲沢 第 191 号線 | 旧 | 戸塚区汲沢三丁目 1,714 番の22地先から 同 区同 933 番の19地先まで | 4.34 ないし 4.76 | 12.13 |
| | 新 | 同 | 6.82 ないし 6.84 | 同 |

| | | | | |
|----------------|---|--|---------------------|-------|
| 戸塚 第 243 号線 | 旧 | 戸塚区戸塚町 4,212 番の 1 地先から 同 区同 町 4,164 番の 1 地先まで | 2.35 ないし 2.38 | 33.45 |
| | 新 | 同 | 4.02 ないし 4.03 | 同 |
| 戸塚 第 445 号線 | 旧 | 戸塚区上倉田町 1,173 番の 3 地先から 同 区同 町 1,218 番の 11 地先まで | 3.98 ないし 4.00 | 24.25 |
| | 新 | 同 | 4.24 ないし 5.98 | 同 |
| 戸塚 第 447 号線 | 旧 | 戸塚区上倉田町 1,219 番の 1 地先から 同 区同 町 1,221 番の 8 地先まで | 2.11 ないし 2.34 | 6.67 |
| | 新 | 同 | 3.30 ないし 3.42 | 同 |
| 東俣野 第 22 号線 | 旧 | 戸塚区東俣野町 1,712 番の 2 地先から 同 区同 町 1,713 番の 1 地先まで | 4.47 ないし 4.64 | 8.82 |
| | 新 | 同 | 4.50 ないし 4.64 | 同 |
| 東俣野 第 24 号線 | 旧 | 戸塚区東俣野町 1,709 番の 14 地先から 同 区同 町 1,613 番の 1 地先まで | 2.23 ないし 2.56 | 14.43 |
| | 新 | 同 | 3.38 ないし 3.54 | 同 |
| 原宿 第 233 号線 | 旧 | 戸塚区小雀町 2,327 番の 1 地先から 同 区同 町 2,345 番の 1 地先まで | 1.79 ないし 1.88 | 6.40 |
| | 新 | 同 | 3.13 ないし 3.18 | 同 |
| 笠間 | 旧 | 栄区笠間三丁目 588 番の 5 地先から 同区同 601 番の 1 地先まで | 1.86 ないし 1.88 | 48.62 |

| | | | | |
|-----------------|---|--|-----------------------|-------|
| 第38号線 | 新 | 同 | 2.71 ないし 9.04 | 同 |
| 環状4号線 | 旧 | 泉区和泉町 514 番の 9 地先から 同区同 町 510 番の 4 地先まで | 17.08 ないし 18.00 | 1.27 |
| | 新 | 同 | 18.00 | 同 |
| 上飯田 第 117 号線 | 旧 | 泉区上飯田町 2,121 番の 18 地先から 同区同 町 2,105 番の 1 地先まで | 2.46 ないし 2.90 | 13.23 |
| | 新 | 同 | 3.72 ないし 3.92 | 同 |
| 下飯田 第 110 号線 | 旧 | 泉区和泉町 780 番の 2 地先から 同区下和泉五丁目 1,507 番の 2 地先まで | 3.61 ないし 3.87 | 36.83 |
| | 新 | 同 | 4.50 ないし 4.70 | 同 |
| 下飯田 第 173 号線 | 旧 | 泉区和泉町 773 番の 5 地先から 同区同 町 780 番の 2 地先まで | 2.56 ないし 2.68 | 26.11 |
| | 新 | 同 | 4.51 | 24.49 |
| 下飯田 第 321 号線 | 旧 | 泉区和泉町 524 番の 11 地先から 同区同 町 694 番の 1 地先まで | 3.50 ないし 3.80 | 56.59 |
| | 新 | 同 | 3.66 ないし 4.13 | 同 |
| 俣野 第 20 号線 | 旧 | 泉区下和泉一丁目 459 番の 36 地先から 同区同 458 番の 7 地先まで | 2.84 ないし 3.21 | 19.95 |
| | 新 | 同 | 4.50 | 同 |

| | | | | |
|-----------------|---|--|-----------------------|-------|
| 目黒 第 12 号線 | 旧 | 瀬谷区目黒町 33 番の 12 地先から 同 区同 町 35 番の 1 地先まで | 8.09 ないし 11.03 | 3.75 |
| | 新 | 同 | 11.01 ないし 11.03 | 同 |
| 目黒 第 32 号線 | 旧 | 瀬谷区目黒町 35 番の 2 地先から 同 区同 町同番の 1 地先まで | 8.51 | 4.33 |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 橋戸 第 92 号線 | 旧 | 瀬谷区瀬谷四丁目 40 番の 2 地先から 同 区同 19 番の 4 地先まで | 3.59 ないし 4.74 | 46.30 |
| | 新 | 同 | 4.38 ないし 5.68 | 同 |
| 瀬谷 第 157 号線 | 旧 | 瀬谷区瀬谷四丁目 14 番の 13 地先から 同 区同 同番の 15 地先まで | 2.00 | 49.98 |
| | 新 | 同 | 4.49 ないし 4.58 | 同 |
| 瀬谷 第 159 号線 | 旧 | 瀬谷区瀬谷四丁目 13 番の 55 地先から 同 区同 19 番の 4 地先まで | 3.16 ないし 3.30 | 11.00 |
| | 新 | 同 | 3.63 ないし 3.90 | 同 |
| 下瀬谷 第 355 号線 | 旧 | 瀬谷区阿久和西三丁目 41 番の 48 地先から 同 区同 39 番の 22 地先まで | 3.05 ないし 3.08 | 11.12 |
| | 新 | 同 | 5.51 | 同 |

横浜市告示第 458 号

市道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 4 年 6 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 旧・新の別 | 区間 | 幅員 | 延長 |
|-----------------|-------|---|-----------------------|--------------------|
| 西戸部 第59号線 | 旧 | 西区みなとみらい四丁目38番の8地先から 同区桜木町7丁目49番の1地先まで | 10.29 ^m | 10.37 ^m |
| | 新 | 同 | 同 | 同 |
| 本牧 第28号線 | 旧 | 中区本牧元町58番の55地先から 同区千鳥町9番地先まで | 65.60 | 7.40 |
| | 新 | 同 | 49.98 | 同 |
| 綱島 第375号線 | 旧 | 港北区綱島東一丁目1,134番の1地内から 同区同 1,166番の2地内まで | 26.30 ないし 31.90 | 61.70 |
| | 新 | 同 | 26.30 ないし 38.10 | 同 |
| 北八朔北部 第210号線 | 旧 | 緑区北八朔町219番の18地先から 同区同 町220番の39地先まで | 4.74 ないし 4.77 | 21.39 |
| | 新 | 緑区北八朔町219番の18地先から 同区同 町220番の25地先まで | 同 | 14.15 |

| | | | | |
|--------------|---|---|-----------------------|-------|
| 中山 第72号線 | 旧 | 緑区寺山町97番の4地先から 同区同 町 104 番の1地先まで | 1.27 ないし 1.35 | 17.69 |
| | 新 | 緑区寺山町97番の1地先から 同区同 町 104 番の1地先まで | 1.28 ないし 1.35 | 14.73 |
| 川和 第170号線 | 旧 | 都筑区佐江戸町 2,107 番の2地先から 同 区同 町 2,101 番の2地内まで | 10.00 ないし 11.20 | 94.00 |
| | 新 | 同 | 18.00 ないし 18.30 | 同 |
| 川和 第264号線 | 旧 | 都筑区佐江戸町 664 番の1地先から 同 区同 町 654 番の5地先まで | 10.30 ないし 11.00 | 68.00 |
| | 新 | 同 | 18.00 | 同 |
| 瀬谷 第69号線 | 旧 | 瀬谷区瀬谷四丁目18番の16地先から 同 区同 14番の16地先まで | 6.24 | 3.49 |
| | 新 | 同 | 4.50 | 同 |

横浜市告示第 459 号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成 17 年 2 月横浜市告示第 56 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

表中

「

| | | | |
|---------------------------------------|------------|-------------------|----------------------------|
| 横浜市火薬類取締法施行細則（平成 29 年 3 月横浜市規則第 26 号） | 第 3 条第 3 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬庫外貯蔵場所廃止届出書の提出 |
| | 第 4 条第 3 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬庫共同所有（共同占有）廃止届出書の提出 |
| | 第 5 条第 1 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類製造（販売）営業廃止届出書の届出 |
| | 第 5 条第 2 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬庫用途廃止届出書の届出 |
| | 第 7 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類製造・取扱保安責任者等選任（解任）届出書の届出 |
| | 第 9 条第 2 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 定期自主検査終了報告書の報告 |
| | 第 13 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類製造年報の報告 |
| | 第 15 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類販売年報の報告 |
| | 第 17 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類出納年報の報告 |
| | 第 18 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類消費年報の報告 |

」

を

「

| | | | |
|---------------------------------------|------------|-------------------|---------------------------|
| 横浜市火薬類取締法施行細則（平成 29 年 3 月横浜市規則第 26 号） | 第 3 条第 1 項 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 火薬庫外貯蔵場所指示申請書の提出 |
| | 第 3 条第 2 項 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届出書の提出 |

| | | |
|-------------|-------------------|--------------------------------------|
| 第 3 条 第 3 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬庫外貯蔵場所廃止 届出書の提出 |
| 第 4 条 第 1 項 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 火薬庫所有（占有）免 除許可申請書の提出 |
| 第 4 条 第 2 項 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 火薬庫所有（占有）免 除許可申請書記載事項 変更届出書の提出 |
| 第 4 条 第 3 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬庫共同所有（共同 占有）廃止届出書の提 出 |
| 第 5 条 第 1 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類製造（販売）営 業廃止届出書の届出 |
| 第 5 条 第 2 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬庫用途廃止届出書 の届出 |
| 第 6 条 第 1 項 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 保安教育計画制定（変 更）認可申請書の提出 |
| 第 6 条 第 2 項 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 保安教育計画を定める べき者の指定取消申請 書の提出 |
| 第 7 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類製造・取扱保安 責任者等選任（解任） 届出書の届出 |
| 第 8 条 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 特定施設等使用休止（ 再開）届出書の提出 |
| 第 9 条 第 1 項 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 定期自主検査計画制定 （変更）届出書の提出 |
| 第 9 条 第 2 項 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 定期自主検査終了報告 書の報告 |
| 第 10 条 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 火薬類安定度試験結果 報告書の報告 |
| 第 11 条 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 事故等発生報告書の提 出 |
| 第 13 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類製造年報の報告 |
| 第 14 条 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 許可申請書等記載事項 変更報告書の報告 |
| 第 15 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類販売年報の報告 |
| 第 16 条 | 令和 4 年 | 許可申請書等記載事項 |

| | | |
|--------|-------------------|----------------|
| | 7 月 1 日 | 変更届出書の提出 |
| 第 17 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類出納年報の報告 |
| 第 18 条 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 火薬類消費年報の報告 |
| 第 19 条 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 火薬類所有権取得届出書の提出 |

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 340 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

リーフみなとみらい

西区みなとみらい四丁目6番5号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 梅 田 圭

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

(3) 変 更 し た 事 項

| 変 更 し た 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|---|--|
| 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名 | みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯 盛 徹 夫 東京都中央区八重洲 1 丁 目 2 番 1 号 | みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅 田 圭 東京都千代田区丸の内 1 丁 目 3 番 3 号 |

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 3 年 11 月 22 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

設 置 者 の 住 所 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 4 年 6 月 2 日

3 縦 覧 場 所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 341 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ショッピングデパート
西区南幸二丁目 15 番 13 号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ
代表取締役 森村幹夫
西区南幸二丁目 1 番 22 号

- (3) 変更しようとする事項

| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------|---|---|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前 11 時 (年間 30 日午前 10 時ほか) 閉店時刻 午後 10 時 | 開店時刻 午前 10 時 (年間 10 日午前 6 時) 閉店時刻 午後 10 時 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前 10 時 30 分から午後 10 時 15 分まで (年間 30 日午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分までほか) | 午前 9 時 (年間 10 日午前 5 時 30 分) から午後 11 時まで |

- (4) 変更する年月日

令和 4 年 6 月 2 日

- (5) 変更する理由

営業計画の変更のため

2 届出年月日

令和 4 年 6 月 1 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 342 号

大規模小売店舗の届出に対する意見

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について次のとおり意見が述べられたので、同条第 3 項の規定に基づき、その意見書をこの公告の日から 1 か月間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

川和町 S C 計画

都筑区川和町川和町駅周辺西地区土地区画整理事業 B 街区 1 画地ほか（仮換地）

2 意見の概要

(1) 安心安全な施設

ア 現歩道橋から店舗への接続できるように新たな歩道橋の架設

店舗と駅を直接結ぶことにより、安心・安全で便利な利用ができる。

イ 歩道橋と連結した施設内にエレベーターの設置
ユニバーサルデザインを導入することで誰もが安心して利用できる。

ウ 敷地内にタクシー乗り場の設置
買い物をした客や駅の利用客が利用しやすく便利になる。

エ イートインや飲食店の充実
街のオアシス的存在になることを期待する。

オ 駐車場の無料開放
いつでも安心して少額でも利用できる。

(2) 交通安全

ア 自動車の出入りに対して誘導員配置
歩行者の安全確保に繋がる。

イ 中山北山田線の道路渋滞を防ぐため、駐車場の出口を 2 か所に設置
横浜方面に行く場合、右折路線までが短く渋滞する恐れがある。

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 343 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

| 公 園 の 名 称 | 位 置 | 変 更 に 係 る 区 域 | 面 積 | | 変 更 年 月 日 |
|-----------|-------------------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 二 ッ 池 公 園 | 鶴 見 区 駒 岡 一 丁 目 8 番 の 1 | 別 図 の と お り | 27,373 m ² | 14,769 m ² | 令 和 4 年 6 月 24 日 |

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 344 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

| 変 更 年 月 日 | 指 定 番 号 | 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 営 業 所 所 在 地 |
|---------------------|------------|--------------------|-----------|---|
| 令 和 4 年 5 月 9 日 | 00127 | 共 栄 産 業 株 式 会 社 | 吉 田 香 太 郎 | (新) 港 南 区 日 野 中 央 二 丁 目 36 番 25 号 |
| | | | | (旧) 港 南 区 大 久 保 二 丁 目 8 番 22 号 |
| 令 和 4 年 3 月 31 日 | 00221 | 株 式 会 社 イ シ ケ ン | (新) 森 馨 | 磯 子 区 岡 村 四 丁 目 34 番 20 号 |
| | | | (旧) 石 井 尊 | |

横 浜 市 公 告 第 345 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 都 市 高 速 鉄 道 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 都 市 高 速 鉄 道 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 都 市 高 速 鉄 道
第 7 号 相 鉄 ・ 東 急 直 通 線
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
神 奈 川 区 三 枚 町 及 び 菅 田 町 並 び に 港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 、 綱 島 東 一 丁 目 、 日 吉 本 町 一 丁 目 、 箕 輪 町 一 丁 目 、 箕 輪 町 二 丁 目 及 び 箕 輪 町 三 丁 目 地 内
- 3 縦 覧 期 間
令 和 4 年 6 月 24 日 か ら 令 和 4 年 7 月 8 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
令 和 4 年 6 月 24 日 か ら 令 和 4 年 7 月 8 日 ま で
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
神 奈 川 区 広 台 太 田 町 3 番 地 の 8
横 浜 市 神 奈 川 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
港 北 区 大 豆 戸 町 26 番 地 の 1
横 浜 市 港 北 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横浜市公告第 346 号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
8・7・20号新横浜駅北口1号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
港北区新横浜二丁目地内
- 3 縦覧期間
令和 4 年 6 月 24 日から令和 4 年 7 月 8 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 4 年 6 月 24 日から令和 4 年 7 月 8 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
港北区大豆戸町 26 番地の 1
横浜市港北区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 347 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 29 年 10 月 11 日 第 29 開 607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 南 区 日 野 中 央 二 丁 目 10 番 14 号
宗 教 法 人 徳 恩 寺
代 表 役 員 中 尾 明 信
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 日 野 中 央 二 丁 目 2,045 番 の 1 の 一 部 、 2,045 番 の 10 の 一
部 、 2,112 番 の 一 部 、 2,113 番 の 1 、 2,113 番 の 2 の 一 部 、 2,11
4 番 の 1 の 一 部 、 2,114 番 の 3 、 2,114 番 の 4 の 一 部 、 2,115 番
の 1 の 一 部 、 2,115 番 の 3 の 一 部 及 び 2,119 番 の 2 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 348 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 8 月 19 日 第 2020 開 204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 西 神 奈 川 二 丁 目 9 番 地 の 12
ツ ク ミ エ ス テ ー ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 菅 田 町 1,662 番 の 1 及 び 1,662 番 の 7 か ら 1,662 番 の
29 ま で

横 浜 市 公 告 第 349 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 8 月 27 日 第 2020 開 603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
横 須 賀 市 日 の 出 町 1 丁 目 12 番 地
か つ 七 興 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 高 槁 充
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 笹 下 二 丁 目 174 番 の 9 か ら 174 番 の 14 ま で 、 179 番 の 2
、 179 番 の 8 及 び 179 番 の 9

横 浜 市 公 告 第 350 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 10 月 29 日 第 2020 開 608 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
広 島 市 安 佐 北 区 口 田 南 1 丁 目 9 番 8 号
社 会 福 祉 法 人 信 々 会
理 事 長 坂 信 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 上 永 谷 町 4,610 番 の 1 及 び 4,610 番 の 6 並 び に 野 庭 町 1,
593 番 の 6 及 び 1,593 番 の 9

横 浜 市 公 告 第 351 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 6 月 14 日 第 2021 開 1204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
緑 区 台 村 町 407 番 地
秋 元 モ ト エ
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 台 村 町 410 番 の 1 、 410 番 の 3 、 411 番 の 1 、 411 番 の 10
か ら 411 番 の 14 ま で 、 412 番 の 2 、 412 番 の 3 、 413 番 の 1 、 41
3 番 の 2 及 び 1,139 番 の 28 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 352 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 8 月 16 日 第 2021 開 807 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 高 田 馬 場 3 丁 目 46 番 25 号
ア イ デ ィ ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 久 林 欣 也
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 上 川 井 町 704 番 の 1 及 び 704 番 の 3 か ら 704 番 の 14 ま で

横 浜 市 公 告 第 353 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 8 月 25 日 第 2021 開 903 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
磯 子 区 杉 田 六 丁 目 5 番 33 号
川 原 菊 枝
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
磯 子 区 杉 田 六 丁 目 731 番 の 5 の 一 部 、 732 番 の 一 部 、 734 番 の
1 か ら 734 番 の 6 ま で 、 734 番 の 8 、 734 番 の 9 、 734 番 の 12 か
ら 734 番 の 14 ま で 、 735 番 の 2 、 735 番 の 3 、 736 番 の 2 か ら 73
6 番 の 5 ま で 、 738 番 の 2 、 739 番 の 1 、 740 番 の 3 、 740 番 の
5 、 740 番 の 6 、 744 番 の 4 の 一 部 、 744 番 の 6 、 1,004 番 の 18
及 び 1,004 番 の 19

横 浜 市 公 告 第 354 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 12 月 24 日 第 2021 開 1121 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 4 番 1 号
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 鳥 山 町 84 番 の 1 及 び 84 番 の 5 か ら 84 番 の 12 ま で

横浜市公告第 355 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2022 ・ 1 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 4 年 6 月 14 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
38.55 m
- 5 指定の場所
鶴見区北寺尾五丁目 1,142 番の 2 及び 1,146 番の 58
- 6 申請者の氏名
有限会社リアルエステート・ツクダ
代表取締役 附田徳志

横 浜 市 公 告 第 356 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 6 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2022 ・ 14 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 4 年 6 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.74 m
- 5 指 定 の 場 所
瀬 谷 区 宮 沢 一 丁 目 66 番 の 34
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 イ ト ー ハ ウ ジ ン グ
代 表 取 締 役 松 島 信 之

横浜市公告第 357 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・64 号
- 2 廃止年月日
令和 4 年 6 月 15 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
40.00 m
- 5 廃止の場所
中区本牧満坂 187 番の 141 地先から 187 番の 196 地先まで

区 告 示

緑区告示第 41 号（令和 4 年 6 月 7 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、青砥団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 7 日

横浜市緑区長 岡 田 展 生

| 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 米 澤 正 人 緑区北八朔町 60 番地 の 42 | 金 成 利 夫 緑区青砥町 821 番地 の 28 |

都 筑 区 告 示 第 18 号 (令 和 4 年 6 月 7 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 加 賀 原 二 丁 目 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 6 月 7 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 藤 友 也

| 変 更 し た 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------------------------|---|--|
| 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所 | 岩 嶋 伸 幸 都 筑 区 加 賀 原 二 丁 目 7 番 1 号 | 持 田 敏 都 筑 区 加 賀 原 二 丁 目 10 番 3 号 |
| 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 | 都 筑 区 加 賀 原 二 丁 目 7 番 1 号 | 都 筑 区 加 賀 原 二 丁 目 10 番 3 号 |

神奈川区告示第 3 号（令和 4 年 6 月 10 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、三ツ沢上町町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 10 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

| 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|----------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 宝地戸 靖 神奈川区三ツ沢上町 10 番 2 号 | 小川 真奈美 神奈川区三ツ沢上町 18 番 4 号 |

戸塚区告示第 9 号（令和 4 年 6 月 10 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東栄むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 10 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

| 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|----------------|--|---|
| 代表者の氏名 及び住所 | 田 房 賢 太 郎 戸 塚 区 汲 沢 町 1,002 番 地 の 36 | 角 田 克 彦 戸 塚 区 汲 沢 町 1,004 番 地 の 4 |

戸塚区告示第 10 号（令和 4 年 6 月 10 日 掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、汲沢さつき町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 10 日

横浜市戸塚区長 國本直哉

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|--------|---|--|
| 区域 | 戸塚区汲沢町 376 番地、380 番地、387 番地、407 番地、414 番地、417 番地、422 番地、423 番地、428 番地、499 番地、502 番地、505 番地から 510 番地まで、522 番地から 526 番地まで、529 番地、533 番地から 535 番地まで、539 番地、540 番地、543 番地及び 546 番地の区域 | 戸塚区汲沢町 376 番地、380 番地、387 番地、407 番地、414 番地、422 番地、423 番地、428 番地、467 番地の一部、499 番地、502 番地、505 番地から 510 番地まで、522 番地から 526 番地まで、529 番地、533 番地から 535 番地まで、539 番地、540 番地、543 番地及び 546 番地の区域 |

泉区告示第 10 号（令和 4 年 6 月 10 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、和泉中村町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 10 日

横浜市泉区長 深川 敦子

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 新藤隆雄 泉区和泉中央北四丁目 32 番 1 - 216 号 | 山村政彦 泉区和泉中央南四丁目 21 番 23 号 |

泉区告示第 11 号（令和 4 年 6 月 10 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、ひなた山第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 10 日

横浜市泉区長 深川 敦子

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 嶋田幸夫 泉区和泉町 7,317 番 地の 15 | 小林勝義 泉区和泉町 7,409 番 地の 6 |

泉区告示第 12 号（令和 4 年 6 月 10 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白百合台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 10 日

横浜市泉区長 深川 敦子

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 浦谷 聡 泉区白百合二丁目 2 番 6 号 | 熊谷 雄三 泉区白百合三丁目 1 番 36 号 |

泉区告示第 13 号（令和 4 年 6 月 10 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、陣屋自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 10 日

横浜市泉区長 深川 敦子

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 新川 誠三 泉区和泉が丘三丁目 16 番 31 号 | 深澤 達人 泉区和泉が丘三丁目 16 番 7 号 |

緑区告示第 44 号（令和 4 年 6 月 13 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、長津田東向地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 13 日

横浜市緑区長 岡 田 展 生

| 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|----------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 進 藤 洋 輔 緑区長津田町 2,234 番地の 8 | 井 上 一 茂 緑区長津田町 2,246 番地 |

南区告示第 11 号（令和 4 年 6 月 15 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、芙蓉自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 15 日

横浜市南区長 鈴木 健 一

| 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|----------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 後 藤 明 史 南区六ツ川二丁目 13 3 番地の 4 | 久 岡 あかね 南区六ツ川二丁目 11 4 番地の 13 |

金沢区告示第 7 号（令和 4 年 6 月 15 日掲示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和 4 年 6 月 15 日

横浜市金沢区長 永井京子

- 1 名称
高谷町内会
- 2 規約に定める目的
会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。
- 3 区域
金沢区六浦東二丁目 1 番 1 号から 4 番 28 号（4 番 5 号から 14 号を除く）、8 番から 15 番（14 番 35 号を除く）、22 番 68 号から 74 号及び 23 番（23 番 5 号から 8 号を除く）から 25 番
- 4 主たる事務所
金沢区六浦東二丁目 14 番 8 号
- 5 代表者の氏名及び住所
原 正 美
金沢区六浦東二丁目 12 番 15 号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無
- 7 代理人の有無
無
- 8 解散の事由
地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日
令和 4 年 6 月 15 日

磯子区告示第 4 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、森町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 大 木 弘 代 磯子区森三丁目 21 番 18 - 2 号 | 五十嵐 文 明 磯子区森三丁目 14 番 36 - 301 号 |

港北区告示第 1 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき師岡仲町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市港北区長 漆 原 順 一

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 河 田 祐 藏 港 北 区 師 岡 町 495 番 地 の 5 | 白 石 友 恵 港 北 区 師 岡 町 575 番 地 |

港北区告示第 2 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき師岡表谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市港北区長 漆 原 順 一

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|---|--|
| 代表者の氏名 及び住所 | 金子清行 港北区師岡町 961 番 地の 10 | 上田三夫 港北区師岡町 1,128 番地の 11 |
| 区域 | 師岡町 700 番地から 1,150 番地 | 師岡町 498 番地から 1,185 番地 |
| 目的 | 民主主義の精神に基づき会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を促進し、地域社会の向上発展を図ること | 地域の共同生活を通じ、住民相互の及び親睦と福祉の増進を図り、良好な地域社会の維持及び形成 |

青葉区告示第 6 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、藤が丘一丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市青葉区長 天下谷 秀 文

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 廣 田 茂 青葉区藤が丘一丁目 2 番地の 15 | 飯 田 豊 青葉区藤が丘一丁目 50 番地の 13 |

栄区告示第 15 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、本郷富士見ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市栄区長 富士田

学

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 下 関 豊 栄区中野町 1,058 番 地の 27 | 榎 本 幸 信 栄区中野町 1,071 番 地の 9 |

栄区告示第 16 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸四丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市栄区長 富士田

学

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 平 口 春 子 栄区庄戸四丁目 21 番 17 号 | 津 村 信 成 栄区庄戸四丁目 21 番 7 号 |

交通局

横浜市乗合自動車 Visa タッチ取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 14 号

横浜市乗合自動車 Visa タッチ取扱規程の一部を改正する規程

横浜市乗合自動車 Visa タッチ取扱規程（令和 3 年 9 月交通局規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和 23 年 8 月横浜市条例第 42 号）第 6 条に規定する料金の割引及び」を削る。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 15 号

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 47 年 12 月交通局規程第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「、回数券」を削る。

第 56 条第 1 号中「、大人回数乗車券」を削る。

第 57 条第 3 項中「、回数券」を削る。

第 59 条第 2 号中「回数券及び」を削る。

第 69 条の 2 中「、普通回数券にあっては第 12 号様式」を削る。

第 76 条第 1 項、第 86 条第 2 項及び第 90 条中「、回数券」を削る。

第 90 条の 2 を次のように改める。

第 90 条の 2 削除

第 92 条第 3 項中「回数券、身割回数券」を「身割回数券」に改める。

第 94 条第 1 項中「、回数券」を削り、同条第 2 項中「回数券、身割回数券」を「身割回数券」に改める。

第 97 条を次のように改める。

第 97 条 身割回数券、学割回数券、身割学割回数券、昼間割引回数券、身割昼間割引回数券、土休日割引回数券、身割土休日割引回数券又は定期券を使用する旅客は、列車の運行休止により引き続き 5 日以上その乗車券を使用できない場合は、その乗車券を駅に提出して相当日数の通用期間の延長を請求し、又は次に掲げる額の払戻しを請求することができる。

(1) 身割回数券、学割回数券及び身割学割回数券

当該旅客運賃を 11 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を 1 円とする。）に未使用券片数又は未使用回数を乗じて得た額

(2) 昼間割引回数券及び身割昼間割引回数券

当該旅客運賃を 12 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を 1 円とする。）に未使用券片数又は未使用回数を乗じて得た額

(3) 土休日割引回数券及び身割土休日割引回数券

当該旅客運賃を 14 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を 1 円とする。）に未使用券片数又は未使用回数を乗じて得た額

(4) 定期券

ア 端数日付通学定期券及び身割端数日付通学定期券以外の定期券にあつては、当該定期券の運賃をその通用期間が 1 箇月のものは 30 日、3 箇月のものは 90 日、6 箇月のものは 180 日で除して得た額（その額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を 1 円とする。）に休止日数を乗じて得た額

イ 端数日付通学定期乗車券及び身割端数日付通学定期券にあつては、端数日付通学定期運賃及び身割端数日付通学定期運賃の基礎日額に休止日数を乗じて得た額

第 98 条第 1 項中「回数券、身割回数券」を「身割回数券」に改める。

第 12 号様式を次のように改める。

第 12 号様式 削除

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第 11 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表上白根中学校の部を削り、同表旭北中学校の部を次のように改める。

| | | | |
|---------------------|--|--------------------|--|
| 上白根 北中 学 校 | 上白根小学校区域 四季の森小学校区域 白根小学校区域のうち 白根七丁目 20 番 29 号から 29 番まで、33 番 9 号から 37 番まで、白根八丁目、 中白根一丁目、中白根二丁目 1 番から 31 番 29 号まで、 31 番 42 号から 31 番の終りまで、 33 番から 36 番 29 号まで、 36 番 32 号から 37 番 7 号まで、 37 番 16 号から 37 番の終りまで、 40 番 21 号から 40 番 30 号まで、 46 番 9 号から 46 番 18 号まで、 47 番 1 号から 47 番 7 号まで、 48 番 | 上白根 小 学 校 | 旭区 上白根一丁目 6 番から 11 番まで、36 番 24 - 2 号、36 番 25 号から 36 番 42 号まで、39 番、40 番 、上白根二丁目、上白 根三丁目、上白根町 45 番地から 109 番地まで、 113 番地から 130 番 地まで、133 番地から 136 番地まで、139 番 地から 716 番地まで、 983 番地から 1,083 番 地まで、1,085 番地か ら 1,138 番地まで、白 根町 851 番地から 1,00 0 番地まで、1,027 番 地、中白根二丁目 31 番 30 号から 31 番 41 号まで、 32 番、37 番 8 号から 37 番 15 号まで、38 番か ら 40 番 20 号まで、40 番 |
|---------------------|--|--------------------|--|

| | | |
|--|---------|--|
| | | 31 号 から 46 番 8 号 まで、46 番 19 号 から 46 番 22 号 まで、47 番 8 号 から 47 番 12 号 まで、49 番 から 51 番 まで、中白根 三丁目、中白根 四丁目 |
| | 四季の森小学校 | 旭区 上白根町 717 番地 から 982 番地 まで、1,139 番地 から 1,447 番地 まで |
| | 白根小学校 | 旭区 上白根一丁目 1 番 から 5 番 まで、12 番 から 36 番 23 号 まで、36 番 24 号 (36 番 24 - 2 号 を除く。)、36 番 43 号、37 番、38 番、上白根町 36 番地、42 番地 から 44 番地 まで、110 番地 から 112 番地 まで、白根四丁目 29 番、30 番 8 号 から 30 番 10 号 まで、白根五丁目、白根七丁目 20 番 29 号 から 29 番 まで、33 番 9 号 から 37 番 まで、白根八丁目、中白根一丁目、中白根二丁目 1 番 から 31 番 29 号 まで、31 番 42 号 から 31 番 の 終り まで、33 番 から 37 番 7 号 まで、37 番 16 号 から 37 番 の 終り まで、40 番 21 号 から 40 番 30 号 まで、46 番 9 号 から 46 番 18 号 まで、47 番 1 号 から 47 番 7 号 まで、48 番 |

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市教育委員会告示第 16 号




公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。


令和 4 年 6 月 24 日



横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

1 改刻

| 公印の名称 | 使用開始年月日 | 印影 |
|-------------------|-----------------|--|
| 横浜市立金沢小学校 校長印 | 令和 4 年 6 月 24 日 |  (方 21 ミリメートル) |
| 横浜市立駒林小学校 校長印 | 令和 4 年 6 月 24 日 |  (方 21 ミリメートル) |
| 横浜市立東本郷小学校 校長印 | 令和 4 年 6 月 24 日 |  (方 21 ミリメートル) |

2 廃止

| 公印の名称 | 廃止年月日 | 印影 |
|------------------|-----------------|--|
| 横浜市立金沢小学校 校長印 | 令和 4 年 6 月 24 日 |  (方 21 ミリメートル) |

| | | |
|--------------------------|------------------------|--|
| <p>横浜市立駒林小学 校長印</p> | <p>令和 4 年 6 月 24 日</p> |  <p>(方 21 ミリメートル)</p> |
| <p>横浜市立東本郷小 学校長印</p> | <p>令和 4 年 6 月 24 日</p> |  <p>(方 21 ミリメートル)</p> |

監査委員

横浜市監査委員告示第 1 号

包括外部監査人の監査の事務を補助する者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項の規定による包括外部監査人柳原匠巳の監査の事務を補助する者の協議が調ったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 24 日

横浜市監査委員 藤野次雄
 同 高品彰
 同 前田一
 同 松本研
 同 今野典人

| 補助する者の氏名 | 補助する者の住所 | 補助できる期間 |
|----------|---------------------------------|--|
| 江口 一生 | 青葉区市ケ尾町 20 番地の 3 | 令和 4 年 6 月 21 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで |
| 加藤 聡 | 東京都世田谷区喜多見 8 丁目 17 番 13 号 | 令和 4 年 6 月 21 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで |
| 神戸 政之 | 西区桜木町 4 丁目 17 番地 | 令和 4 年 6 月 21 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで |
| 木下 哲 | 東京都荒川区荒川 1 丁目 7 番 6 号 | 令和 4 年 6 月 21 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで |
| 田中 友里子 | 港南区丸山台一丁目 2 番 1 - E 1614 号 | 令和 4 年 6 月 21 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで |
| 本郷 順子 | 東京都町田市森野 1 丁目 32 番 14 - 10 08 号 | 令和 4 年 6 月 21 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで |
| 宮本 和之 | 東京都日野市大字上田 255 番地の 13 | 令和 4 年 6 月 21 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで |

正 誤

令和 4 年 定期 第 100 号 26 ページ 上 から 37 行 目 表 中 「 9.36 m³ 」 は 「 9.26 m³ 」 の 誤 り 。